

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算							
法人名		通算親法人					計
欠損金額		(1)	円	円	円	円	円
通算対象外	通算対象外欠損金額	(2)					
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)					
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)					
通算対象外欠損金額	(2)を超える欠損金額((1)-(2)) (マイナスの場合は0)	(5)					
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)					
	差引((5)-(6))	(7)					
	前年度1年の所得金額	(8)					
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)					
	差引((8)-(9))	(10)					
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4)) (マイナスの場合は0)	(11)					
他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計)-(11))		(12)					
通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×(11)÷((11)+(12))		(13)					円
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))		(14)					

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人					計
発生欠損金額(1)		(a)	円	円	円	円	円
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)					
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)					
通算対象外	通算対象外欠損金額(2)	(d)					
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)					
	差引((d)-(e))	(f)					
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)		(g)					
通算対象外欠損金額	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)					
	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)					
	通算対象外欠損金額(2)	(j)					
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)					
	差引((j)-(k))	(l)					
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l)) (マイナスの場合は0)	(m)					
通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計		(n)					
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)÷(n)の計)		(o)	円	円	円	円	円
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)					

## 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

- 1 この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度において生じた欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度終了の日に終了する事業年度において生じた欠損金額について法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 7 項の規定を適用して同条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

また、通算法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 35 条第 2 項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる還付請求を行う場合には、この明細書のほかに、「令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」を作成して「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(注) この明細書を使用する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを使用してください。

- 2 この明細書の各欄は、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の欠損事業年度終了の日に事業年度が終了するものに限ります。）について記載します。

したがって、その通算法人のその欠損事業年度に係る確定申告書の法定申告期限までにその欠損事業年度終了の日に終了する事業年度に係る確定申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

(注) この明細書に記載する「他の通算法人」とは、その通算法人の欠損事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある法人で、その事業年度が同日に終了する法人をいいます。したがって、それ以外の法人については記載しません。

なお、租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の規定の適用を受ける法人の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求することはできませんので、法第 66 条第 6 項に規定する大通算法人である通算法人にあっては、次に掲げる欠損金額が生じたものについてのみ記載してください。

- (1) 法第 80 条第 4 項の規定に該当する場合の同項に規定する事業年度において生じた欠損金額
- (2) 令和 2 年改正法附則第 91 条第 2 項に規定する特定設備廃棄等欠損金額

- 3 この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第 80 条第 7 項）の計算」の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「欠損金額（1）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額）を記載してください。

- (2) 「通算対象外欠損金額分」の各欄

- イ 「通算対象外欠損金額（2）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額と法人税法第 64 条の 6 の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）とのうちいずれか少ない金額を記載してください。

- ロ 「(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（3）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e）」欄に記載した金額を記載してください。

- (3) 「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の各欄は、次により記載してください。

- イ 「(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（6）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k）」欄に記載した金額を記載してください。

- ロ 「前 1 年内事業年度の所得金額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前 1 年内事業年度の所得金額（8）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその欠損事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度（以下「前 1 年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人（令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の規定の適用を受けるものを除きます。）のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引（10）」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

- (イ) 「前 1 年内事業年度の所得金額（8）」欄には、前 1 年内事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載した所得金額（その前 1 年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には 0 と記載

してください。

なお、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受ける通算法人については、上記にかかわらず、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の対応する法人の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

(p) 「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額(9)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(i) 前1年内事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その通算法人のその前1年内事業年度に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄の金額

(ii) 前1年内事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その通算法人のその前1年内事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額

(※) 「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(14)」欄に記載した金額を、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「欠損金額(1)」欄に記載してください。

4 この明細書の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」の各欄は、次により記載してください。

(1) 「通算対象外欠損金額分」の各欄

イ 「還付所得事業年度へ繰り戻す金額(b)」欄には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額を記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「(b)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

ロ 「(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額(e)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額を記載してください。

(2) 「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の「分子」の「(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額(k)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額を記載してください。

(※) この明細書を添付して欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

① 当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額(p)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額(1)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(一)の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額(4)」欄

② 当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(g)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(二)の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額(3)」欄

③ 当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分(o)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分(k)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(二)の「当期分」の「(3)以外の欠損金による繰戻し額(6)」欄